



令和 7 年 6 月 24 日
主 税 局

「地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」に関する意見募集の実施について

平成 25 年 5 月 31 日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）による社会保障・税番号制度導入に伴い、東京都の地方税の賦課徴収に関する事務において、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルを保有しております。

主税局では、[「主税局ビジョン 2030」](#)のとおり、主税局が目指す 2 つの柱である「納税者への QOS 向上」及び「税務行政の構造改革」の実現に向け、税務基幹システムの再構築を進めています。

「地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書」（以下「保護評価書」という。）は、既に公表しているところですが、税務基幹システムの再構築を進める中で、新たに相続税事務における固定資産情報のオンライン連携などの変更を行うこととなりましたので、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、保護評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めることとなります。

つきましては、地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価を再実施し、保護評価書（案）を作成しました。

本保護評価書（案）について、広く皆様からのご意見を募集します。

記

1 資料入手方法

東京都主税局ホームページからダウンロード

[特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）【PDF 形式：2MB】](#)

[別紙（案）【PDF 形式：5MB】](#)

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/about/portal/boshu>

2 ご意見の募集

(1) 募集内容

地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）に関すること

(2) 募集期間

令和 7 年 6 月 24 日（火曜日）から同年 7 月 23 日（水曜日）まで（必着）

(3) 募集方法

ア 郵送の場合

別紙「意見提出用紙」(PDF形式/Word形式)をご記載の上、以下の郵送先へご郵送ください。

<郵送先>

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 22階南側

東京都主税局総務部総務課企画班

イ Eメールの場合

Eメール本文に必要事項をご記載の上、以下のEメール送付先へご送付ください。
Word等の電子ファイルの添付はご遠慮ください。

<Eメール送付先>

S0000114(at)section.metro.tokyo.jp

(最初の「S」の後ろの「0000114」は、全て数字です。)

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。

お手数ですが、(at)を@に置き換えてご利用ください。

東京都主税局総務部総務課企画班 宛

※ 必ず件名に「地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)への意見」と記載してください。

(4) 記載事項

以下の必要事項について記載してください。

特にEメールによる場合には、記載漏れのないようお願いします。

<必要事項>

①評価書名 ②意見募集期間 ③氏名(名称) ④住所(所在地)

⑤ご意見【該当箇所・意見内容・理由】

(5) 留意事項

- ・ ご意見は日本語で記載してください。
- ・ 氏名(名称)及び住所(所在地)は、必ず明記してください。
- ・ 電話によるご意見の受付は行いません。
- ・ お寄せいただいたご意見は、氏名(名称)、住所(所在地)等を除き公表する場合があります。
- ・ 個別回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。

3 参考資料

- ・ [行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律](#) (e-GOV)
- ・ [特定個人情報保護評価に関する規則](#) (e-GOV)
- ・ [特定個人情報保護評価指針【PDF形式：325KB】](#) (個人情報保護委員会ホームページ)

- ・ [特定個人情報保護評価について\(概要版\)](#)【PDF形式：269KB】(個人情報保護委員会ホームページ)

4 参考ウェブサイト

- ・ [マイナンバー\(個人番号\)制度](#) (デジタル庁ホームページ)
- ・ [特定個人情報保護評価](#) (個人情報保護委員会ホームページ)

<問合せ先>

東京都主税局総務部総務課

電話：03-5388-2923